

12月21日付「通知書」への回答

平成25年12月25日

東京都新宿区信濃町21番地4 光城会館

創価学会東京事務局内

通知人

創価学会東京都審査会

審査員長 宮川 昕也 殿

東京都八王子市

被通知人 波田地 克利 印

貴殿から平成25年12月21日付「通知書」が届きました。12月27日に出頭せよとのことですが、当方としては、12月13日付「通知書」の「下記日時に出頭することができない場合には、貴殿の主張を記載した書面を下記期日までに当審査会に到達するよう提出してください」との指示通り、期日の12月21日までに当方の主張を述べた書面を貴審査会に提出済みです。現在、ご回答を待っている状態です。

貴殿は「創価学会県審査会規定」第13条なるものを持ち出していますが、同規定は公開されておらず、12月13日付「通知書」でも提示されていません。同規定の提示を求めます。

この「規定」をめぐる法的問題は、貴審査会と弁護士との間で法的に決着をつけていただきたいと思います。当方の主張自体は、すでに書面として提出してあります。12月19日付「通知書への認否および求釈明」の第1～第3の求釈明等に、ご回答下さい。

念のため、再掲します。

通知書への認否および求釈明

平成 25 年 12 月 19 日

第 1 貴審査会に「被通知人を創価学会から除名する」ことを求める申請があったとのことですが、まず、「本件の手続き」等について、基本的なことを確認させていただきたい。①本件手続きが誰の請求によりなされているのか、処分請求者はだれか、②その根拠規定は何か、③貴審査会の審査権限の根拠は何か、④貴審査会の構成メンバーを明らかにしていただきたい。「創価学会会員規定」第 7 条第 2 項には、「処分は、その会員の反省を促し、この会と会員の真摯な信仰を維持するためになされるものであり、事実を精査し、公正かつ慎重に行われなければならない」とあります。その意味で、貴審査会が公平な第三者で構成されていることを確認させていただきたい。特に、弁護士が構成メンバーに入っている場合が多いように聞いていますが、被通知人はこれまで様々なことで学会系弁護士に関わってきたことから、利害関係や感情のもつれ等のない公平公正なメンバーで構成されなければならない。

第 2 次に、処分申請者の述べる「申請の理由」に関して、不明な点や事実誤認等がありますので、まず認否及び求釈明致します。正式な回答は、貴殿からの回答を待って、改めて送付します。

1. (処分申請者) 貴殿は、メーリングリスト (ML) 「Y_OH_OH」に創価学会 (以下当会という) の非公開機密情報を開示したことにより平成 18 年 8 月に本部職員を諭旨退職処分となった

(被通知人) 争う。被通知人が平成 18 年 8 月に本部職員を諭旨退職処分となった時の「懲戒処分通知書」には、「メーリングリスト『Y_OH_OH』に創価学会の非公開機密情報を開示したことにより」などとは、一言も書いてありません。これが本当の理由だとすれば、別件理由による解雇として解雇は無効です。処分申請者は、想像と憶測だけで本件を申し立

てるに至ったものと推察します。本件申し立てについては、速やかな棄却を求める。

2. (処分申請者) <諭旨解雇となった>後も、

(1) 平成 20 年 5 月ころから ML「裏_oni_倶楽部」において

(2) 平成 22 年 2 月ころに開設したツイッターにおいて

(3) 平成 24 年 4 月ころに開設したツイッター (いわゆる裏ツイッター) において

(4) 継続して開催している勉強会や、いわゆるオフ会において

(被通知人) これら ML やツイッター、勉強会やオフ会が存在することおよび、スタートした時期については、認める。

これらは、独立した個人の信仰者が池田名誉会長の指導に基づき信心を深めるため情報や意見を交換する場として、それぞれ発足。宗門情報 (例えば日精問題、血脈相承の問題、本門戒壇本尊の真偽問題、大石寺教学と日寛教学の違いなど) に始まり、そのほか真偽未定の情報や意見を披瀝し合い、検討し合ってきました。

このような情報・意見交換は、思想信条・表現の自由として、憲法で保証されている人間の基本的人権です。

むしろ、処分申請者は、上記情報交換・意見交換での発言等を、不正な方法によって入手した疑いがあります。処分申請者が、不正な方法で入手したものではないと主張するのであれば、入手経緯及び入手方法を明らかにしていただきたい。

3. (処分申請者)「悪の三位一体」なる造語を用いて当会の幹部を誹謗中傷し続け、

(被通知人) 否認。被通知人に学会幹部を誹謗中傷する意図もない。

4. (処分申請者) 学会批判記事が書かれることを知りながら虚偽の情報を外部に提供したことにより除名処分となったのにオフ会や ML 等にお

いて当会や幹部批判をしている田口伸明

(被通知人) 全体として不知。一部、争う。被通知人は、「田口氏が今年5月頃、除名になった」という噂を聞いたことはあるが、真偽のほどは知らない。正式な除名の時期や除名理由が何であったかも不知。

ここでも、処分申請者は、想像と憶測だけで本件を申し立てたことが明らかである。本件申し立てについては、速やかな棄却を求める。

オフ会の場で田口氏から、「創価学会批判」の発言はない。一部の学会幹部について、同氏が見聞きした実体験を語った記憶はあるものの、それが「幹部批判」に該当するとは思えない。具体的に、同氏はどのような「学会批判」「幹部批判」をしていたというのか、処分申請者に示させていただきたい。

なお、田口氏が ML に投稿したことは一度もない。処分申請者に、同氏が「ML 等において当会や幹部批判をしている」という根拠を示させていただきたい。

5. (処分申請者) <田口氏>を通じて外部に虚偽の情報を提供し、

(被通知人) 処分申請者の主張に具体性がなく理解できないため、認否不可。

「外部」というのはどこのことか、「虚偽の情報」とは何のことか具体的に明らかにされたい。

6. (処分申請者) 当会幹部批判や供養の不正処理で住職罷免となった宮川雄法を擁護して当会を批判し、

(被通知人) 否認。創価学会を批判したことは断じてない。

被通知人が学会を批判したという根拠を示されたい。

7. (処分申請者) それら批判行為を「八重の相對」なる独自の理論を創作して正当化するなどしている。

(被通知人) 上記6のとおり、批判行為は行っていないため正当化する

必要もない。

「八重の相對」については、必要であればいつでも説明する。

8. (処分申請者) これら貴殿の言動に感化される会員も出てきている。
(被通知人) 感化されたか否かは極めて主観的であるため認否不可。

9. (処分申請者) 貴殿の上記各行為は、創価学会会員規程 7 条 1 項 2 号の「この会の秩序を乱す行為」、同項 4 号の「会員としてふさわしくない行為で、この会もしくは会員の名誉をきずつけ、またはこの会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為」に該当する。

(被通知人) 争う。

第 3 処分申請者に対する求釈明

1. 処分申請者は、ML やツイッター、勉強会、オフ会の過去ログや記

録音声、映像等を確認したかのような口ぶりであるが、不正に入手したものではないと言うなら、入手経路と入手した資料一切を明らかにせよ。

2. 処分申請者は、田口氏が「オフ会や ML 等において当会や幹部批判をしている」と主張しているが、具体的に、どんな「学会批判」「幹部批判」をしていたのかを示せ。

3. 処分申請者は、被通知人が田口氏を通じて外部に虚偽の情報を提供したと主張するが、「外部」とはどこか、「虚偽の情報」とは何か、具体的に明らかにせよ。

4. 処分申請者は、被通知人が「宮川雄法を擁護して当会を批判し」というが、「学会批判」の内容を具体的に示せ。

5. 処分申請者は、いわゆる「八重の相對」が、被通知人の創作した「独自の理論」と主張するが、実際は、戸田会長の佐渡御書講義、池田名誉会長の本部幹部会での指導、現最高幹部の会合での指導、小

説「人間革命」第10巻などに基づき、整理した学会の正統の思想である。「独自の理論」とする根拠を明らかにせよ。

6. 処分申請者は、「貴殿の上記各行為は、創価学会会員規程7条1項2号の『この会の秩序を乱す行為』、同項4号の『会員としてふさわしくない行為で、この会もしくは会員の名誉をきずつけ、またはこの会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為』に該当すると主張するが、被通知人の行為が創価学会の秩序を乱した事実、会もしくは会員の名誉を傷つけた事実、会もしくは会員に迷惑を及ぼした事実を具体的に摘示せよ。

以 上